

つがる西北五広域連合病院事業文書管理規程

	平成 23 年 9 月 14 日
	病院事業管理規程 第 2 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日
	病院事業管理規程 第 6 号
改正	平成 24 年 10 月 1 日
	病院事業管理規程 第 31 号
改正	平成 26 年 2 月 28 日
	病院事業管理規程 第 10 号
改正	平成 27 年 3 月 30 日
	病院事業管理規程 第 3 号

つがる西北五広域連合病院事業における文書の管理及び取扱いについては、つがる西北五広域連合文書管理規程（平成23年つがる西北五広域連合訓令第2号）の例による。この場合において、法規文書のうち企業管理規程の例式は別表第1のとおりとし、達及び指令記号並びに一般文書の収発記号は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年病院事業管理規程第6号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年病院事業管理規程第31号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年病院事業管理規程第10号）

この規程中第1条の規定は平成26年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成27年病院事業管理規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

企業管理規程
何々規程をここに公表する。
何年何月何日
つがる西北五広域連合病院事業管理者 氏名 記名 押印
つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 号
何々規程
本則
附 則
この規程は、何年何月何日（公表の日）から施行する。

別表第2（平成24病院事業管理規程6・平成24病院事業管理規程31・平成26病院事業管理規程10・平成27病院事業管理規程3・一部改正）

1 達記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営局各課及び各局	つ広連病達
つがる西北五広域連合つがる総合病院 管理課	つ広連つ総管達
つがる西北五広域連合つがる総合病院 医事課	つ広連つ総医達
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か達
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒達
つがる西北五広域連合つがる市民診療所	つ広連つ診達
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴達

2 指令記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営局各課及び各局	つ広連病指令
つがる西北五広域連合つがる総合病院 管理課	つ広連つ総管指令
つがる西北五広域連合つがる総合病院 医事課	つ広連つ総医指令
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か指令
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒指令
つがる西北五広域連合つがる市民診療所	つ広連つ診指令
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴指令

3 収発記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営局各課及び各局	つ広連病発（収）
つがる西北五広域連合つがる総合病院 管理課	つ広連つ総管発（収）
つがる西北五広域連合つがる総合病院 医事課	つ広連つ総医発（収）
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か発（収）
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒発（収）
つがる西北五広域連合つがる市民診療所	つ広連つ診発（収）
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴発（収）